

川越市介護サービス等における事故報告取扱要領

川越市介護サービス等における事故報告取扱要領（令和元年７月３１日部長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要領は、次に掲げる条例のそれぞれの規定により行われる事故が発生した場合の本市への連絡（以下「事故報告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第４６号）
- (2) 川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年川越市条例第４８号）
- (3) 川越市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年川越市条例第７９号）
- (4) 川越市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年川越市条例第３６号）
- (5) 川越市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年川越市条例第５０号）
- (6) 川越市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年川越市条例第５１号）
- (7) 川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年川越市条例第１２号）
- (8) 川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年川越市条例第４７号）
- (9) 川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年川越市条例第４９号）
- (10) 川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年川越市条例第８０号）

(報告の対象)

第2条 事故報告は、介護保険法によるサービス（利用者の送迎、通院の同行その他これに類するものを含む。以下「介護サービス」という。）の利用者が本市被保険者である場合及び介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地が本市の区域内にある場合に行うこととする。

(報告の範囲)

第3条 介護サービスを提供する事業者は、次に掲げる事故について事故報告を行うものとする。この場合において、事故報告の対象となる事故における当該事業者及びその従業員の過失の有無を問わない。

(1) 介護サービスの提供による死亡事故及びけが並びに誤薬

ア この要領において「けが」とは、骨折、外傷等のうち医療機関において治療又は入院を要したものをいう。

イ この要領において「誤薬」とは、利用者に対し投与すべき薬と異なるものを投与すること、薬を投与する時間や量を誤ること及び薬の投与を怠ることという。

(2) 感染症及び食中毒の集団発生

(3) 離設（利用者が一時的であったか否かを問わず、行方不明となったもの）

(4) 従業員による法令違反、不祥事等があり、利用者への介護サービスの提供に影響があると認められる事故

(5) 従業員による高齢者虐待の可能性のあるもの

(6) 利用者の家族等から苦情の申出がされている事故

(報告の方法)

第4条 事故報告は、介護保険事業者事故等報告書（別記様式）によるものとする。

2 前条第2号に掲げる事故に関しては、前項の報告書の提出のほか、市保健所の指示を受けるものとする。

(宿泊サービスの事業及びサービス・活動事業の取扱い)

第5条 川越市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成28年2月28日部長決裁）第2項第1号に規定する宿泊サービス（送迎、通院の同行その他これに類するものを含

む。以下同じ。)及びサービス・活動事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号に掲げる事業をいい、送迎、通院の同行その他これに類するものを含む。以下この項において同じ。)の提供に関し事故が発生した場合には、市長は、当該宿泊サービス及びサービス・活動事業を提供した事業者に対し、前条第1項の報告書の提出を求めるものとする。

(事業者への注意喚起等)

第6条 市長は、事故報告を受けた場合において、当該事故による被害の拡大又は当該事故と同種若しくは類似の事故の発生の防止を図るため他の介護サービスを提供する事業者に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、当該事故の態様、当該事故による被害の状況その他の利用者等への被害の発生又は拡大の防止に資する情報を当該事業者を提供するとともに、これを公表することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年2月4日部長決裁)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。